

令和3年5月27日

内閣官房長官

加藤 勝信 殿

新型コロナウイルスの影響深刻化を踏まえた生活困窮者支援に係る緊急提言

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部

公明党雇用・労働問題対策本部

公明党生活支援プロジェクトチーム

新型コロナウイルス感染症拡大する中、これまで緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付や住居確保給付金等生活困窮者支援、ひとり親世帯臨時特別給付金等子育て世帯支援、雇用維持支援として雇用調整助成金、休業支援金・給付金等様々な支援策を講じてきた。

しかし、これらの支援策の多くは6月末に期限を迎えることとなっており、緊急事態宣言が三度発令となってコロナの影響がさらに深刻化している今、7月以降の生活困窮者に対する更なる支援への政治の決断が求められている。

そこで、公明党新型コロナウイルス感染症対策本部、公明党雇用・労働問題対策本部及び公明党生活支援プロジェクトチームとして、以下の通り、予備費等を活用し、可及的速やかに生活困窮者支援策の拡充を図ることを緊急提言する。

政府におかれては、この緊急提言に可及的速やかに対応願いたい。

記

1. 緊急小口資金等特例貸付の新規受付期間の延長等

- (1) 緊急小口資金等特例貸付については、新規受付を継続すること。あわせて貸付業務を担っている社会福祉協議会の事務負担軽減等を図るとともに十分な財政支援を行うこと。
- (2) コロナの影響が長引く中、緊急小口資金等特例貸付が、限度額に達している、再貸付が不承認とされた、といった事情で利用することができない一定の生活困窮世帯に対し、生活保護もしくはそれに準ずる水準にあるにもかかわらず、様々な事情で生活保護を受給していない場合に、特例的な支援策を講じ、就労又は生活保護受給への円滑な移行を支援すること。

2. 住居確保給付金再支給の特例の延長

住居確保給付金の再支給特例の申請期間を延長すること。

3. 生活保護の適切な実施

コロナ禍における生活保護の一連の柔軟な対応を当面継続すること。生活保護は国民の権利であり、必要とする人がためらわず申請できるよう、周知広報するとともに、住民票がなくても申請できることや働いていて収入を得ている場合や年金受給者でも受給できる場合があること等についても丁寧に説明すること。

あわせてコロナ禍において生活保護が最後のセーフティネットとして機能しているかどうか検証し、制度の見直しにつなげること。

4. 雇用調整助成金の特例等

雇用調整助成金の特例等の7月以降の取扱いについては、雇用状況を踏まえつつ、特例措置を延長すること。

5. 求職者支援制度の拡充

求職者支援の職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給調整の特例を検討するとともに、働きながら訓練を受けられる機会を拡充すること。

6. NPO等民間団体への助成

孤独・孤立対策の一環として今般実施されたNPO等民間団体に対する助成金については、当面の間、継続的に実施するとともに、助成の対象に単独地域で活動するNPO等を追加すること。また、概算払を導入するなど民間団体の負担軽減を図り、継続的かつ安定的に事業が実施出来る環境を整備すること。

7. 令和3年度の国民健康保険の保険料減免に対する財政支援の拡充

市町村及び国保組合において保険料について一定の減免をした場合、減免額の10/10を国が支援すること。

8. 食料支援の充実

政府備蓄米の子ども食堂・子ども宅食への無償交付を拡充するとともに、更新期が到来した政府の災害備蓄食品の提供を継続的かつ定期的に実施すること。

9. 困窮する受験生への支援

大学受験料については、高等教育修学支援制度において措置されているが、支給時期が受験時期に間に合っておらず、低所得世帯の受験の受験機会を制限する要因になりかねない。各都道府県等において行われている高校生向けの貸付制度の更なる周知・活用促進等を行い、受験生がこれらの制度等をより一層活用できるようにすること。

以上